

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

新春賀詞交歓会参加者募集！

令和3年の新春を寿ぐ恒例の新春賀詞交歓会を下記の通り開催いたします。
 今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、新しい生活様式のもと、内容を変更しての実施となります。

会員の皆様におかれましては、ご多用のことと存じますが、ご参加いただきたくお願い申し上げます。

記

- 日時：令和3年1月19日(火)午後4時～午後5時
(開場：午後3時～)
- 会場：秋葉区文化会館
(新栄町4-23 TEL0250-22-3301)
- 定員：120名(定員になり次第締め切り)
- 内容：①堀出神社祈禱
②会頭年頭挨拶、来賓挨拶
③HIDE笹川氏マジックショー
- 会費：無料(飲食の用意はございません。
(年賀の品として甘酒「新潟薬科大学謹製」と秋葉区産もち麦のセットをお持ち帰りいただく予定です。)
- その他：①申込状況により参加人数の調整をお願いする場合があります。
②当日はマスク着用と手指の消毒をお願いいたします。
③体調の優れない方のご来場はご遠慮ください。
④感染症の状況により開催を中止させていただく場合があります。
- 申込方法：当所まで事業所名・参加者名・連絡先TELをお知らせ下さい。



資金繰り円滑化相談会(毎月定例開催)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00～)
 - ・12月 1日(火) ・1月 5日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00～)
 - ・12月 8日(火) ・1月12日(火)

<当所経営指導員(近藤・真野・柳)までご予約をお願いいたします。>

持続化給付金

<申請期間は令和3年1月15日(金)まで>

持続化給付金とは、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者の皆様に、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金として支給するものです。

<対象者>

今年12月までに売上が前年同月比50%以上減少している事業者。

給付内容	
中堅・中小企業 小規模事業者 上限 200万円	フリーランスを 含む個人事業者 上限 100万円
給付額：前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)	

持続化給付金相談窓口 TEL:0120-279-292
 申請要領等は、持続化給付金ホームページをご覧ください。



新潟県新型コロナお知らせシステムについて

新潟県では新型コロナ対策専用のLINE公式アカウント「新潟県-新型コロナ対策パーソナルサポート」を活用した感染情報提供サービス「新潟県新型コロナお知らせシステム」を運用しています。

会員の皆様には積極的な登録をお願いいたします。

事業者の皆様へ
新潟県新型コロナお知らせシステム
 登録のお願い

新潟県 どのようなサービスですか?

店舗等に掲示いただいたQRコードを利用者が読み取ることで、万が一感染者が発生した場合に県から注意喚起のLINEメッセージが利用者へ届くサービスです。

どうやって始めるのですか?

- 登録**
Web上の申請フォームから登録
新潟県 お知らせシステム
- 印刷**
発行されたQRコードの印刷
- 掲示**
三角POP、チラシ等で店内へ掲示

システムの概要
 県内の施設や店舗、イベント会場等に掲示されたQRコードを読み取っていただくことで、万が一、施設等を利用された方に感染が判明し、不特定の方への感染のおそれが高いと思われる場合などに、同じ施設等を同じ日時に利用された方々に対して、県から注意喚起のLINEメッセージをお送りします

登録方法、QRコード印刷等の詳細は以下のURL又はQRコードより新潟県のWebページを参照下さい。

→ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/line-niigatavscovid19-oshirase.html>



【問い合わせ先】
 新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター 電話番号：025-282-1754
 受付時間：月曜～金曜(祝日除く)8時30分～17時00分

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

年末調整個別相談会のご案内

【事前にご予約をお願い致します。】

- 日 時：令和3年1月12日(火)・13日(水)
 9:00~12:00 / 13:00~16:00 ※予約は30分単位
 会 場：新津商工会議所3F
 対 象：新津地域で個人事業を営む方 ※税理士関与の方はご遠慮下さい。
 持ち物：①年末調整の書類一式(税務署より郵送済み)
 ②令和2年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、ご持参ください)
 ③生命保険料・地震保険料・社会保険(国民年金・介護保険・国民健康保険等)の各控除証明書又は払込金額の確認できるもの
 ④給与支払者及び給与受給者の各マイナンバーの番号
 ⑤扶養親族や控除対象配偶者等の氏名、生年月日、マイナンバーの番号
 ※今年度より三密を回避するために、30分ごとの予約制にさせていただきます。
 ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。(TEL:0250-22-0121)

年末調整の注意点 ※昨年と比べて変わった主な点

1. 給与所得控除に関する改正

【改正の概要】

- 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円に、それぞれ引き下げられました。

給与の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	(A)×40%－10万円	(A)×40%
180万円超 360万円以下	(A)×30%+8万円	(A)×30%+18万円
360万円超 660万円以下	(A)×20%+44万円	(A)×20%+54万円
660万円超 850万円以下	(A)×10%+110万円	(A)×10%+120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

2. 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

【基礎控除の改正】

- 基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

3. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されました。※要件等の改正で控除額は従来と変わりませんのでご注意ください

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者控除の対象となる配偶者(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

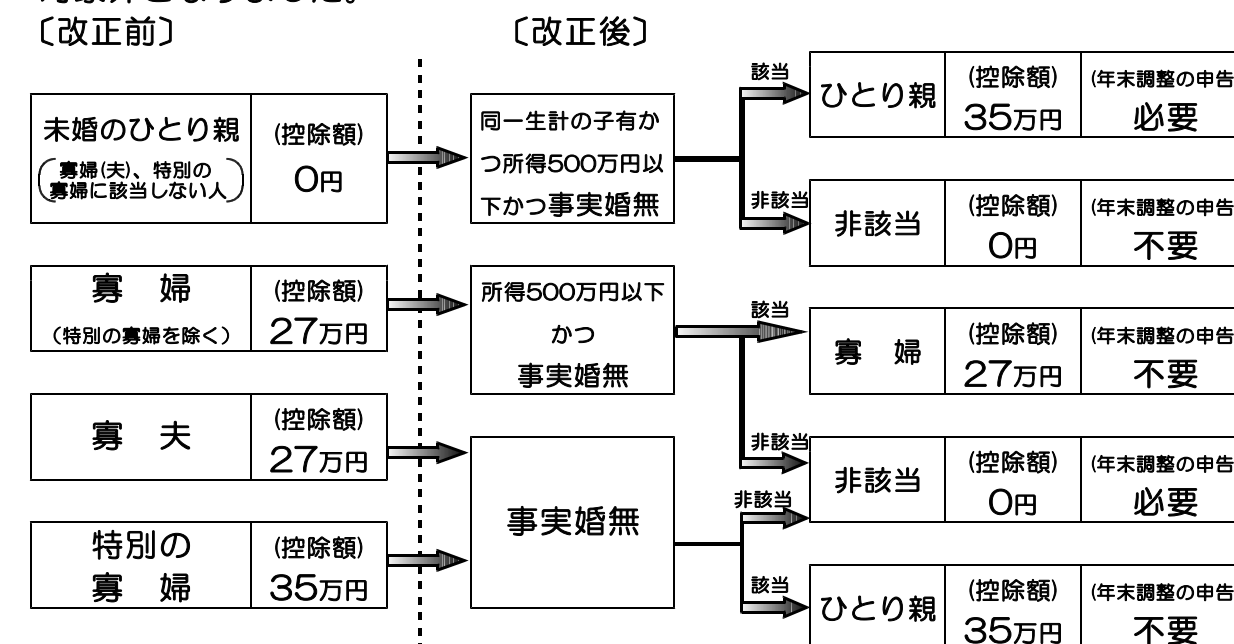
- (注) 1 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。
 2 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円(改正前:65万円)に引き下げられています。

4. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

【改正の概要】

- ひとり親控除が創設され、ひとり親に該当する者のその年分の総所得金額等から35万円を控除することとされました。ひとり親とは、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、①その者と生計を一にする子を有すること、②合計所得金額が500万円以下であること、③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと、の3要件を満たす者をいう。
 寡婦(寡夫)控除について、次の見直しが行われます。

- ①寡婦に寡夫と同様の所得制限(合計所得500万円以下)が設けられます。
 ②住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の適用の対象外となりました。



詳しくは国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)
 年末調整がよくわかるページ (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>) をご確認ください。